

## 変更手続きに必要な書類

建築士事務所登録事項変更届 様式第9号 (第18条関係)  
 押印不要になりました。宮崎県規則第2号 2022.2.7改正

変更のあった日から2週間以内（所属建築士の変更は3ヶ月以内）に届出ください（建築士法第23条の5第1項、第2項）

正本・副本2部提出

※変更後、変更事項記載のある、「事務所登録通知書」は発行されません

変更内容	変更届	役員名簿 【別添1】	所属建築士 変更事項 【別添2】	略歴書 申請者	略歴書 管理建築士	誓約書 申請者	付近 見取り図 (別紙-1)	登記事項証明書の写し (履歴事項全部証明書) 申請日前3ヶ月以内に発行さ れたもの	管理建築士講 習修了証写し	建築士 免許証 写し
所属建築士の変更	●		●							
所属する建築士が改姓で 変更した場合 木造⇒二級⇒一級の級種の変更 ※変更申請は建築士登録変更後	●		●							●
開設者（個人）氏名の変更 ※別の開設者への変更はできません	●			●		●		● 登録申請者の 戸籍抄本写し		
管理建築士の変更	●		●		●				●	●
所在地の変更	●						●	● (個人の場合不要)		
事務所名称の変更	●							● (個人の場合不要)		
法人のみ	申請者の変更 (会社の代表)	●	●	●		●		●		
	代表以外の役員の変更	●	●			● 退任のみの 場合不要		●		
	組織変更の場合 特例有限会社から株式会社 並びに合同会社 合資・合名会社	●						●		

### ※変更ができない内容（廃止手続きをし、新たに新規登録が必要になるもの）

- ・ 個人 ⇄ 法人
- ・ 事務所登録級を 木造 ⇄ 2級 ⇄ 1級
- ・ 管理建築士を 木造建築士 ⇄ 2級建築士 ⇄ 1級建築士（事務所登録級が変わるため）
- ・ 個人の場合の申請者の変更
- ・ 事務所の県外移転・・・宮崎の登録を廃止し移転先にて再登録が必要

※事前確認をお勧めします

下記アドレスに、エクセルシートのまま  
又はPDFを添付してください。

[E-mail : touroku@m-kjk.com](mailto:touroku@m-kjk.com)